

「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」
の公表について

証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 課長補佐 中川 元宏

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、本年8月1日に以下2件の公表を行いました。

「令和5事務年度 証券モニタリング基本方針」

「証券モニタリング概要・事例集」

これらについては、例年公表を行っているところですが、本稿においては、これらの構成及び概要等についてご紹介します。

証券モニタリング基本方針

令和5事務年度（令和5年7月から同6年6月までの間を指します。）証券モニタリング基本方針は、昨事務年度と同様、以下の構成となっています。

1. 金融商品取引業者等を取り巻く環境等
2. 業態横断的な検証事項
3. 規模・業態別の主な検証事項
4. 証券モニタリングの進め方
5. 検査結果の情報発信・その他の取組

本構成は、まず昨事務年度等を振り返り、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を把握・整理し（1.）、これらを踏まえ、今事務年度の重点的検証事項（2. 及び3.）を掲げる、といった構成となっています。「今事務年度、証券監視委はどういった角度で検査を行おうとしているのか」といった部分が、前半で明確に伝わる構成としています。

後半においては、従来から継続されている証券モニタリングの基本的な進め方（4.）や情報発信等（5.）について、その方針を掲載しています。

それでは、全体の概要についてご紹介します。

《1. 金商業者等を取り巻く環境等》

本項目では、以下（1）～（3）のとおり、さまざまな角度から、昨事務年度等における金商業者等を取り巻く環境等の把握・整理を行っています。

（1）金商業者等を取り巻く環境等

- 顧客本位の業務運営の要請
 - 金商業者等が、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に発揮していくことが引き続き重要。
- デジタル化の進展等
 - デジタル化の推進等に伴い、ビジネス環境が大きく変化する中、市場環境や顧客ニーズの変化に則したサービスの提供等による持続可能なビジネスモデルの構築に向けた動き。
- サイバー攻撃被害のリスクの高まり
 - サイバー攻撃被害のリスクは年々高まっており、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が必要。
- マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）関連。
 - FATF（金融活動作業部会）第4次対日相互審査結果のフォローアップ状況及び第5次対日相互審査を見据え、引き続き、AML/CFT に対する取組が重要。

（2）金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

①顧客本位の業務運営の確保に向けた対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」における議論を踏まえ、顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客への情報提供の充実を図るための制度整備に向けた動きがあるほか、複雑な仕組債等について顧客に対する適切な販売勧誘を実現するため、自主規制機関において、自主規制ガイドラインを改正するとともに、組成コスト（理論価格）の開示及びリスク・リターンの開示・分析等のあり方について周知が行われた。

②デジタル化の進展等への対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、ソーシャルレンディング等を行う第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止するほか、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について、金商法の販売勧誘規制を適用する等の制度整備に向けた動きがある。また、非上場有価証券やセキュリティトークンの取引プラットフォームの環境整備が進められる中、PTS においてセキュリティトークンの取り扱い開始に向けた動きも見られる。

③ESG 投資信託に係る規定の整備

近年、世界的に「グリーンウォッシング問題」が指摘されていること等を踏まえ、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を一部改正し、ESG に関する公募投資信託の情報開示などについて、具体的な検証項目が規定された。

④投資運用業者等の受託者責任の明確化

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、ファ

ンド・オブ・ファンズ形式等により、実質的に外部の運用会社が運用する投資信託について、投資運用業者等の受託者責任の明確化を図るため、自主規制機関が、自主規制ルールを改正し、投資信託証券の組入れや投資信託の運用指図に係る外部委託を行う際の遵守及び留意すべき事項等が規定された。

(3) 昨事務年度の証券モニタリング等を通じて判明した事項

昨事務年度の検査・監督等を通じて判明した事項として、金商業者等を取り巻く環境等の変化を受け、ビジネスモデルや内部管理態勢の変更といった動きがみられておりますが、本文では、これらの判明事項に加えて、各業態について判明した事項を記載しています。本稿では第一種金商業者、登録金融機関、金融商品仲介業者について紹介します。

【第一種金商業者に対する証券モニタリング等を通じて判明した事項】

- ✓ 顧客本位の業務運営の取組状況については、銀証連携による金融商品の販売に関し、地域銀行系証券会社において適合性原則に抵触する不適切な勧誘販売が認められたほか、登録金融機関においても投資者保護上問題のある行為が行われ、結果として、地域銀行系証券会社の適合性原則に抵触する業務運営にも繋がっている状況が認められた。
- ✓ 金融商品仲介業者への業務委託を通じた金融商品の販売において、不適切な勧誘行為が認められるとともに、所属金融商品取引業者による仲介業務委託先の管理態勢が不十分な状況が認められた。
- ✓ 大手証券会社においては、ブロック取引に係る相場操縦行為や売買審査態勢の不備、銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況が認められた。

《 2. 業態横断的な検証事項 》

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的に検証する事項を掲げています。

【今事務年度における業態横断的な検証事項】

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況
- ② デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
- ③ サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やデジタルライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況
- ④ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

※ 本文においては、①及び②について、具体的にどういった視点で検証していくかも例示していますので、参照いただければ幸いです。

また、これらの検証事項のほか、「資産所得倍増プラン」や資産運用業等の抜本的な改革等の金商業者等を取り巻く環境を踏まえた具体的な取組やその環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいくこととしています。

《 3. 規模・業態別の主な検証事項 》

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等、投資者保護上懸念がある先等に対しての重点的検証事項を記載しています。本稿では、今事務年度における第一種金商業者関係及び登録金融機関に係る主な検証事項を紹介します。

第一種金商業者関係及び登録金融機関に対する主な検証事項	
大手証券会社 グループ	◇ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 ◇ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ◇ 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況 ◇ 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し検査を実施 ◇ 銀証連携ビジネスの推進を踏まえた顧客情報管理態勢等の整備状況【3メガバンク証券会社】
外国証券会社	◇ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 我が国金融機関等向けに販売する金融商品の販売管理態勢の整備状況
ネット系 証券会社	◇ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等のビジネスモデルを踏まえた外部委託先の管理態勢や、委託手数料無料化等の動きもある中、新規口座開設数の急増や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況
準大手証券 地域証券会社 等	◇ 投資者保護の観点から、不適切な勧誘行為等について、適合性原則への対応状況 ◇ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況
FX 業者	◇ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢

	勢の整備状況 ✧ 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況
金融商品 仲介業者	✧ 投資勧誘等の適正性、所属金商業者による管理態勢の十分性
登録金融機関	✧ 業態特性を踏まえた証券モニタリング

《 4. 証券モニタリングの進め方 》

証券モニタリングの対象業者数は、延べ 8,200 者にも及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しています。

このため、効率的・効果的な証券モニタリングを行うべく、今後も、金融庁関連部局等と連携し、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続するとともに、以下のような詳細な実態把握が必要な場合を中心に検査を実施することとしています。

- 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の把握が必要な状況
- モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
- 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めていくこととしています。

また、本文では、検査手法として以下について記載しています。

- デジタルフォレンジックを用いた深度ある検証を実施する
- 単に問題点の指摘を行うにとどまらず、実効性ある再発防止策の策定につながるよう、問題の全体像を把握し発生原因の究明を行っていく
- 問題点が顕在化していなくても業務運営態勢等の改善が必要な場合には、「留意すべき事項」として証券監視委と検査対象先とで問題意識を共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく

《 5. 検査結果の情報発信・その他の取組 》

検査を通じて把握した問題点等については、金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促しています。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも伝わるよう、次に紹介する「証券モニタリング概要・事例集」等により、情報発信に努めています。

証券モニタリング概要・事例集

今事務年度の「証券モニタリング概要・事例集」は、昨事務年度と同様、以下の構成となっています。

- I. 証券モニタリングの基本的な考え方
- II. 令和4事務年度証券モニタリングの概要
 - 1 令和4事務年度証券モニタリング基本方針の概要
 - 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況
 - 証券監視委コラム「金商業者等のシステムリスクについて」
 - 3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等
- III. 検査指摘事例

本構成は、まず、(I.)で証券モニタリングの基本的な考え方や進め方を示し、次に、(II.)において、昨事務年度はどのような方針で検査を進めていき(II. 1)、その結果、どのような問題点等が認められたのか(II. 2 & 3)といった流れが把握できる構成とし、最後に、(III.)において過去の検査指摘事例を掲載しています。

具体的には、(I.)において、令和2年6月に策定・公表を行いました「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の概要として、主に以下の項目を記載しています。

- 監督部局等と連携し、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施
- 法令違反行為等の検証のみにとどまらず、問題の全体像の把握や根本原因の究明にも取り組む
- 証券モニタリングの方針や重点事項は、事務年度ごとに「証券モニタリング基本方針」を定め、当該基本方針に則り、証券モニタリングを進めていく

次に(II.)において、「令和4事務年度証券モニタリング基本方針」の概要を記載し(II. 1)、当該基本方針等に基づき検査を行った結果として、検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況(II. 2)及び無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等(II. 3)を記載しています。

そして最後に、過去(平成30事務年度～令和3事務年度)の検査指摘事例(裁判所への禁止命令等の申立て事例を含む)を掲載しています。

本稿では、令和4事務年度の検査の結果に基づく勧告・指摘等の概要について紹介します。詳細につきましては、本文を参照いただければ幸いです。

【令和4事務年度証券モニタリングの概要】

検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況

- 令和4事務年度は、着手ベースで63者に対して検査を実施
- 前事務年度からの継続分も含めて、52者について検査終了
 - 勧告：7者
 - ① 上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為・売買審査態勢の不備ほか【第一種金商業者】
 - ② 虚偽の事業報告書等の提出等・純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等ほか【第一種金商業者】
 - ③ 適合性原則に抵触する業務運営【第一種金商業者】
 - ④ 投資者保護上の問題が認められる状況【登録金融機関】
 - ⑤ 虚偽告知【投資助言業者】
 - ⑥ 無登録金商業【金融商品仲介業者】
 - 通知：25者
- ※ この中から、証券会社も含めた主な指摘事例の概要等を掲載

そのほか、証券監視委コラム「金商業者等のシステムリスクについて」として、以下の内容も記載しています。

- 金商業者等のビジネスのITシステムへの依存度は高まっている。一方、サイバー攻撃被害のリスクも年々高まっている。
- 各社が対策を進めることが必要であるものの、個々の金商業者の単独の対応には限界があることから、共助機関の利用が有効。
- 証券監視委としては、金商業者等と問題意識を共有し、実効性のあるシステムリスク管理態勢の構築を促していく。

以上「令和5事務年度 証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」についてご紹介しましたが、これらについて、金商業者等の皆様に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、内部管理態勢等の充実・強化のための自主的な取組等の一助になりましたら幸いです。

【以 上】